

機械及び装置（スイングヤーダ）購入一般競争入札公告

次のとおり機械及び装置（スイングヤーダ）購入について一般競争入札に付します。

令和元年8月16日

公益財団法人 愛知県林業振興基金
代表理事 村松幹彦

1 件名

高性能林業機械（スイングヤーダ）の購入

2 調達内容

(1) 物件名、仕様及び数量

スイングヤーダ SW302

ベースマシン 0.45m³クラス小旋回林業仕様機（別紙仕様） 1台

(2) 納入期限

令和2年2月21日（金）

（契約期間 契約締結の日から令和2年2月21日まで）

(3) 納入場所

公益財団法人愛知県林業振興基金の指定した場所（愛知県内）

(4) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿の業務（大分類）「製造・販売」のうち、営業種目（中分類）「機械・器具」に登録されている者であること。
- (3) 愛知県内に本店・支店又は営業所等を有すること。
- (4) 高性能林業機械又はそれに類する機械の販売及び点検・修理の実績があること。
- (5) 現在、愛知県内において農林水産省の機関及び愛知県から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

公益財団法人 愛知県林業振興基金
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番16号
愛知県林業会館2階（郵便番号460-0002）
電話(052)953-3608

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和元年8月28日（水）午後1時30分から
愛知県林業会館2階研修室

その他

(1) 入札保証金

無

(2) 契約に係る指名停止等に関する申立書の提出

別紙「契約に係る指名停止等に関する申立書」を提出すること。当該申立書の提出のない者は入札に参加することはできません。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

ウ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札

オ 記名及び押印のない入札

カ 入札書の記載事項が確認できない入札

キ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(4) 契約書作成の要否

要（別添）

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

予定価格に達しない場合は、2回を限度としてただちに再入札を行います。

(別紙仕様)

日立建機(株) ZX135US-6 (スイングヤーダ仕様)

イワフジ工業(株) 油圧ウインチ SW302

イワフジ工業(株) グラップル GS90LJV

架装用部品

- ・アンカーブラケット
- ・ポストアーム (自在滑車式)

作業性向上装備・機能

- ・エンドレスドラム

索張り機材

- ・6' ブロック
- ・6' スナッチブロック
- ・BC-11 キャレッジ
- ・スイベルフック
- ・オートフック
- ・8' 折り返しブロック
- ・ナイロンスリング

ワイヤーロープ

- ・ホールライン 250m/Φ11.2
- ・ホールバックライン 430m/Φ10
- ・ヘッドガード
- ・フロントガード上下
- ・メッシュカバー
- ・消火器
- ・透明天窓
- ・フロントガード上下
- ・クイックヒッチ付
- ・名称記入「公益財団法人愛知県林業振興基金 (番号)」
記入場所、番号は別途指定
- ・事業名記入「令和元年度次世代林業基盤づくり事業」
記入場所は別途指定
- ・輸送費 1式

(別 紙)

別記様式第 8 号 (第 5 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

公益財団法人愛知県林業振興基金代表理事殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び愛知県から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1. この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成 27 年 9 月 30 日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という）をいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
2. 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。